

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                   |
|-------|------------------------|
| 11    | こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

静岡県森町長

## 公表日

令和7年5月2日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | こども医療費助成に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 森町こども医療費助成要綱(平成22年森町告示第74号)に基づき、保護者が支払う医療費の一部を助成している。<br>森町こども医療費助成要綱及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 |
| ③システムの名称                 | 1医療費助成システム<br>2団体内統合宛名システム<br>3中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| こども医療費ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第2項<br>森町こども医療費助成要綱  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <選択肢><br>[ 実施する ]<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第9号<br>森町こども医療費助成要綱   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 健康こども課   |
| ②所属長の役職名                 | 健康こども課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 郵便番号 437-0293<br>静岡県周智郡森町森2101-1<br>森町役場 総務課 行政係   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 郵便番号 437-0215<br>静岡県周智郡森町森50-1<br>森町役場 健康こども課 こども家庭係   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>      |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span> |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |
|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない             |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠  | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。   |
| 9. 監査  |  |
| 実施の有無  | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策   | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】   | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠  | 個人情報を取り扱うシステムにはアクセス制限を行っており、担当に応じて最小限の操作権限を付与することとしている。  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                     | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成29年7月28日 | I-4②                   | 番号法第19案第14号<br>森町こども医療費助成要綱                      | 番号法第19案第8号<br>森町こども医療費助成要綱                           | 事後   |           |
| 平成29年7月28日 | I-5①                   | 保健福祉課保健スタッフ                                      | 保健福祉課保健係   | 事後   |           |
| 平成29年7月28日 | I-5②                   | 保健福祉課長 村松 富夫                                     | 保健福祉課長 村松 成弘   | 事後   |           |
| 平成29年7月28日 | I-8                    | 郵便番号 437-0215<br>静岡県周智郡森町森50-1                   | 郵便番号 437-0215<br>静岡県周智郡森町森50-1                       | 事後   |           |
| 平成29年7月28日 | II-1<br>いつ時点の計数か       | 平成27年10月30日 時点                                   | 平成29年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成29年7月28日 | II-2<br>特定個人情報ファイル取扱者  | 500人以上   | 500人未満   | 事後   |           |
| 平成29年7月28日 | II-2<br>いつ時点の計数か       | 平成27年10月30日 時点                                   | 平成29年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成30年5月29日 | II-1<br>いつ時点の計数か       | 平成29年4月1日 時点                                     | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成30年5月29日 | II-2<br>いつ時点の計数か       | 平成29年4月1日 時点                                     | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和1年6月21日  | I-5②                   | 保健福祉課長 村松 成弘                                     | 保健福祉課長   | 事後   |           |
| 令和1年6月21日  | II-1<br>いつ時点の計数か       | 平成30年4月1日 時点                                     | 平成31年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和1年6月21日  | II-2<br>いつ時点の計数か       | 平成30年4月1日 時点                                     | 平成31年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和1年6月21日  | VIリスク対策                | 記載なし   | 項目追加   | 事後   |           |
| 令和2年6月5日   | II-1<br>いつ時点の計数か       | 平成31年4月1日 時点                                     | 令和2年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和2年6月5日   | II-2<br>いつ時点の計数か       | 平成31年4月1日 時点                                     | 令和2年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和3年8月2日   | II-1<br>いつ時点の計数か       | 令和2年4月1日 時点                                      | 令和3年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和3年8月2日   | II-2<br>いつ時点の計数か       | 令和2年4月1日 時点                                      | 令和3年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和4年10月6日  | I-4②                   | 番号法第19案第8号<br>森町こども医療費助成要綱                       | 番号法第19案第9号<br>森町こども医療費助成要綱                           | 事後   |           |
| 令和4年10月6日  | I-5①                   | 保健福祉課保健係   | 健康こども課   | 事後   |           |
| 令和4年10月6日  | I-5②                   | 保健福祉課長   | 健康こども課長  | 事後   |           |
| 令和4年10月6日  | I-8                    | 森町役場 保健福祉課 保健係<br>電話:0538-85-6330 ファックス:0538-85- | 森町役場 健康こども課 こども家庭係<br>電話:0538-86-6330 ファックス:0538-86- | 事後   |           |
| 令和4年10月6日  | II-1<br>いつ時点の計数か       | 令和3年4月1日 時点                                      | 令和4年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和4年10月6日  | II-2<br>いつ時点の計数か       | 令和3年4月1日 時点                                      | 令和4年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和5年11月1日  | II-1<br>いつ時点の計数か       | 令和4年4月1日 時点                                      | 令和5年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和5年11月1日  | II-2<br>いつ時点の計数か       | 令和4年4月1日 時点                                      | 令和5年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和6年4月26日  | II-1<br>いつ時点の計数か       | 令和5年4月1日 時点                                      | 令和6年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和6年4月26日  | II-2<br>いつ時点の計数か       | 令和5年4月1日 時点                                      | 令和6年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和7年5月2日   | II-1<br>いつ時点の計数か       | 令和6年4月1日 時点                                      | 令和7年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和7年5月2日   | II-2<br>いつ時点の係数か       | 令和6年4月1日 時点                                      | 令和7年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和7年5月2日   | VI-8<br>人手を介在させる作業     | 記載なし   | 項目追加   | 事後   | 様式変更による追加 |
| 令和7年5月2日   | VI-11<br>最も優先度が高いと考えられ | 記載なし   | 項目追加   | 事後   | 様式変更による追加 |